

改正

令和7年11月21日訓令第22号

南小国町持続可能な観光地域づくり財源検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南小国町が有する貴重な自然・文化・人々の暮らし等、貴重な地域資源の保全・継承を図るとともに、それらを活用した魅力的で持続可能な観光地経営を実現するために必要な安定的な財源を確保するため、町長の諮問を審議する「南小国町持続可能な観光地域づくり財源検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を調査審議し、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光関係団体に所属する者
- (2) 宿泊関係団体に所属する者
- (3) 商工関係団体に所属する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申が終了したときまでとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても、同様とする。

2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議事を進行する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 各種団体関係者である委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該団体に所属する者を代理人として会議に出席させることができる。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（事務局）

第9条 委員会の庶務及び検討を補佐するため、事務局をまちづくり課及び税務課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年11月21日訓令第22号）

この訓令は、令和7年11月21日から施行する。